

水道 民営化

特定企業に「独占」的に「特権」を与える村井県政!

被災者の生活再建に冷淡

住まいの再建に大震災復興基金はわずか4%の支出。岩手県の十分の一

支援金申請期限、市町に「念書」を強要 「最終かつ1年限り」と押しつけた県

福島かずえ県議

県は、受給資格がありながら未申請の3千5百2世帯を残し、大震災の生活再建支援金加算支援金の受付を閉じた。19年1月、都道府県センターの見解を理由に、被災市町から「最終かつ1年限りの延長」の同意を求めるため、ひな形をつくり「念書」までとるやり方は、市町の主権を侵害するもので許されない（上記写真参照）。知事は、「よし」とするののか。

知事

問題ない。

福島かずえ県議

村井県政の復興事業の問題点は「被災者の生活再建に冷淡」なこと。岩手県は復興基金の39・5%を住まいの再建策に充てているが、宮城県はわずか3・8%。県はもっと市町村の支援策格差を是正すべき。

知事

制度の充実を国に働きかけていく。

※から続く
県が判断して災害救助法を適用すれば約千世帯が支援を受けられ助かった。権限があるのに適用しなかったのは県の「不作為」といえる決定的なミス。責任を果たし失態を挽回するため、同等の支援策を県が講ずることを求める。

多様な人々の人権を守り ジェンダー平等を推進する県政への変革

福島かずえ県議

性的指向、性自認に関する差別や不利益を解消するために、パートナーシップ宣誓制度やファミリーシップ制度を導入すべき。

環境生活部長

性の多様性に関する理解促進の取り組みを継続するとともに、先行実施の動向を注視し導入効果や市町村の役割について情報収集に努め今後の対応を研究する。

福島かずえ県議

「困難を抱える女性」への相談支援の根拠法である売春防止法は多様化する支援実態と乖離しており、国に法改正や予算の充実を求め、県としても女性相談事業・支援策を充実すべき。

知事

国に要望している。県としても昨年度から民間団体の相談事業に補助金を交付、婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会に民間団体の参画を得るなどしており、今後とも充実強化に取り組み。

福島かずえ県議

県のDV被害者自立支援金貸付事業は開始から14年間でわずか6件の実績で、直近6年間は全く利用されていない。対象を拡大し、費用や限度額も含めて見直し充実すべき。

保健福祉部長

利用の低迷を踏まえ元年度には対象者や要件を拡大しているが、今後もニーズを把握し、制度の改正等、検討していく。

福島県沖地震で国の制度（災害救助法）を適用しなかったのは県の重大失態

福島かずえ県議

福島県は国の制度（災害救助法）を利用できない市町村には、県が同等の支援策をつくり、格差を是正。また、損害割合10%未満の世帯には修理費が20万円以

上の場合10万円支給する独自制度もつくり被災者を支援している。宮城県でもつくるべき。

復興・危機管理部長

災害救助法を適用しなかった判断は妥当なもの。法の改正を国に求めて行く。

「みやぎ型管理運営方式」という名の 水道事業「民営化」と広域化の問題点

福島かずえ県議

県の水道「民営化」は、市町村水道の「広域連携」（事業統合、合併）と一体に進められている。県事業との「垂直連携」で「各家庭の蛇口からダムまでひとつ」にして、3水道事業の運営権を売却するSPC（特定目的会社）や、運転維持管理（OM）会社（外資ヴェオリアが実権を握る）が独占できるようにするもの。その広域化推進プラン策定をSPCの株主であるコンサル会社日水コンに委託するのは、公平性や競争性に反し、道義的にも許されない。「我田引水」になる、こういう選び方を知事はどう思うか。

福島かずえ県議

特定の企業グループに「利権・特権」を与える「みやぎ型」と上からの押しつけの「水道広域化」はセツトでやめるべき。

知事

肅々と進めていきたいと思う。



▲再質問する福島かずえ県議
インターネットでも視聴下さい
<https://miyagi-pref.stream.jfpt.co.jp>



福島かずえ県議の一般質問（9/16）

日本共産党
県議団ニュース
速報版
2021年9月 第51号
発行：日本共産党宮城県議会議員団
(控 室) TEL 022(211)3523
FAX 022(268)6093
E-mail: info@jcpmk.jp